

平成25年11月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書

警察本部

平成25年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】  
(一般会計)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成25年度鳥取県一般会計補正予算		
	債務負担行為に関する調書		1

【予算関係以外】

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(5) 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について(平成25年10月31日専決)	警務課	2~3
	(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成25年11月18日専決)	監察官室	4
	(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成25年11月18日専決)	監察官室	5
	(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成25年11月18日専決)	監察官室	6
	(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成25年11月18日専決)	監察官室	7
	(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成25年11月18日専決)	監察官室	8
	(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成25年11月18日専決)	監察官室	9
	(15) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成25年11月18日専決)	監察官室	10
報告第3号	(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成25年11月18日専決)	監察官室	11
	長期継続契約の締結状況について	会計課	12

## 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

## 追 加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
平成25年度 安全運転管理者講習委託	千円 11,416		0	平成26年度から 平成27年度まで	11,416	千円	千円	千円	千円
平成25年度 高齢者講習等通知業務 委託	9,325		0	平成26年度から 平成27年度まで	9,325			9,325	
平成25年度 自動車保管場所証明事務 委託	71,050		0	平成26年度から 平成27年度まで	71,050			71,050	
平成25年度 警察本部庁舎清掃業務 委託	12,329		0	平成26年度	12,329			603	11,726
平成25年度 運転免許証更新通知業務 委託	16,236		0	平成26年度から 平成27年度まで	16,236			16,236	
平成25年度 放置車両確認事務委託	14,850		0	平成26年度から 平成27年度まで	14,850			14,850	
平成25年度 バーキングチケット管理 運営業務委託	7,900		0	平成26年度	7,900			6,000	1,900

<p>条 例 名 等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (5) 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について                  (平成25年10月31日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  気象業務法施行令の一部が改正され、特別警報の発表が開始されたことに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成25年10月31日専決処分をしたので、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要                  (1) 警備艇運航手当が支給される業務を定めた規定中、引用する気象業務法施行令の条項及び用語について、所要の規定の整理を行う。                  (2) 施行期日は、公布日とする。</p> <p>※ 参考                  気象業務法施行令の一部が改正され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合には特別警報が発表されることとなったことに伴い、警備艇運航手当の支給対象となる業務に、特別警報発令下における業務を加える。</p>

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警備艇運航手当)</p> <p>第11条 警備艇運航手当は、次のいずれかに該当する<u>期間</u>に職員が警察活動のため警備艇の運航の作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>当該作業において危険と認められる</u>気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条に規定する注意報若しくは警報、同令第5条に規定する<u>特別警報又は同令第6条に規定する警報が行われている期間</u></p> <p>2 略</p>	<p>(警備艇運航手当)</p> <p>第11条 警備艇運航手当は、職員が警察活動のため警備艇の運航の作業に従事したとき（次の各号の<u>いずれかに該当するときに限る。</u>）に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条又は第5条に規定する注意報及び警報のうち<u>運航作業において危険と認められるもの</u>が行われている期間</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成25年11月18日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年11月18日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 兵庫県美方郡新温泉町 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を3割とし、県は、損害賠償金29,545円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成23年6月3日 午後5時30分頃</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市田島地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県警察本部刑事部捜査第一課兼鳥取警察署所属の職員が、捜査用務のため普通乗用自動車を運転中、路外に右折しようとして停車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車の左側を通過する際、同車両が右折を中止して発進したため接触し、双方の車両が破損したものである。</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成25年11月18日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年11月18日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 岡山県</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を4割とし、県は、損害賠償金83,160円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成24年10月23日 午後8時00分頃</p> <p>イ 事故発生場所 岡山県苫田郡鏡野町吉原地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県倉吉警察署所属の職員が、捜査用務のため普通乗用自動車を運転中、前方反対車線から右折してきた岡山県苫田郡鏡野町在住の個人が運転する小型乗用自動車との衝突を回避したところ、和解の相手方が設置する中央分離帯に衝突し、同中央分離帯を破損させたものである。</p>

区 分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成25年11月18日専決)</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年11月18日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金482,743円を支払うものとする事。 また、県は、人身損害に対する損害賠償金265,416円を支払うものとする事。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生日 平成25年3月25日 午前0時50分頃</p> <p>イ 事故発生場所 米子市上福原六丁目地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県米子警察署所属の職員が、地域用務のため軽特種自動車（パトカー）を運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方所有の軽貨物自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。</p>



<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年11月18日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年11月18日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金94,091円を支払うものとする こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成25年6月29日 正午頃 イ 事故発生場所 鳥取市南吉方一丁目地内 ウ 事故の状況 鳥取県警察本部交通部交通機動隊所属の職員が、交通用務のため小型特種二輪車(白バイ)を運転中、交通違反を処理するため路外駐車場に停車して降車しようとした際、バランスを崩して転倒したことから、停車させていた和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。</p>

区 分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成25年11月18日専決)</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年11月18日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 米子市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金8,400円を支払うものとするこ と。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成25年7月3日 午後9時20分頃</p> <p>イ 事故発生場所 米子市角盤町四丁目地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県米子警察署所属の職員が、生活安全用務のため小型特種自動車（パトカー） を運転中、路外駐車場から道路に進入しようとした際、前方より当該駐車場に進入し ようとする車両があったため、後退したところ、後方の安全確認が不十分であったた め、後方で停車中の和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損した ものである。</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成25年11月18日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年11月18日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方</p> <p>甲 米子市 個人</p> <p>乙 米子市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <p>県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金105,000円を甲に、157,639円を乙に、それぞれ支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日</p> <p>平成25年7月16日 午前10時40分頃</p> <p>イ 事故発生場所</p> <p>米子市下新印地内</p> <p>ウ 事故の状況</p> <p>鳥取県警察本部交通部交通機動隊所属の職員が、交通用務のため小型特種二輪車（白バイ）を運転中、運転操作を誤ったため、和解の相手方甲が設置するフェンスに接触し、同フェンスを破損させたものである。</p> <p>また、同フェンスに接触したはずみで、当該小型特種二輪車（白バイ）が、和解の相手方乙所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(15) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成25年11月18日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年11月18日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 米子市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金144,938円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成25年7月17日 午後1時47分頃</p> <p>イ 事故発生場所 米子市上福原三丁目地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県警察本部刑事部捜査第二課所属の職員が、捜査用務のため小型乗用自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、渋滞により停止していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に追突し、同車両が破損したものである。</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成25年11月18日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年11月18日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 境港市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金329,992円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生日 平成25年8月9日 午後5時49分頃</p> <p>イ 事故発生場所 境港市幸神町地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県境港警察署所属の職員が、交通用務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、転回のため外側車線から中央側車線に進路変更する際、後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>

長期継続契約の締結状況について

警察本部

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	警察本部 会計課	物品 保守	ノートパソコン	23台	鳥取市商栄町176番地2 株式会社ケイズ 鳥取支店	7,686,000	平成26年1月1日 ～平成30年12月31日	鳥取県警察本部 刑事部捜査第一課 他13所属